

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第12号
令和4年3月11日
警察庁交通局交通規制課長

特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定について

特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路については、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第3条第1項の規定に基づき、国家公安委員会及び国土交通大臣が令和4年3月11日にこれを指定し、同条第3項の規定に基づき、別添のとおり告示したので、当該道路に係る特定交通安全施設等整備事業の適切な推進に努められたい。また、下記の事項に留意し、管轄区域内の当該道路に係る関係書類を事務所に備え置いて縦覧に供することとされたい。

記

1 関係書類

縦覧に供する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定調書

「特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定について」(令和3年12月14日付け国公委交発第167号・国道交第56号)による意見照会(以下単に「意見照会」という。)に係る特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定調書

- 道路種別別延長集計表(様式一イ)
- 区間別指定道路一覧表(様式一ロ)
- 2号基準該当地区一覧表(様式一ハ)
- 円滑化対策地区(4号に規定する地区をいう。)一覧表(様式一ニ)

(2) 指定予定道路・2号基準該当地区・円滑化対策地区図

意見照会に先立って、各都道府県警察において作成した「指定予定道路・2号基準該当地区・円滑化対策地区図」

2 期間

1の関係書類を縦覧する期間は、令和4年3月11日から今回指定した道路について指定の見直しを行うときまでとする。

3 場所

1の関係書類を縦覧に供する場所は、原則として、警視庁及び道府県警察本部とする。

○国家公安委員会
国土交通省告示第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を令和四年三月十一日次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。その関係書類は、関係都道府県警察、北海道開発局、沖縄総合事務局、関係地方整備局、関係都道府県及び関係市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十九年国家公安委員会（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件）は、廃止する。

令和四年三月十一日

国家公安委員長 二之湯 智

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

（次のよう）は省略）